

八尾市高齢クラブ活動事業運営要綱

(目的)

第1条 単位高齢クラブ（以下「高齢クラブ」という。）及び八尾市高齢クラブ連合会（以下「連合会」という。）は、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

(組織)

第2条 この要綱において、高齢クラブ及び連合会は、次の各号の条件を備えた組織とする。

(1) 高齢クラブ

(ア) 会員

- ① 市内に居住する 60 歳以上の者をもって組織し、これに参加しようとする高齢者を差別することなく加えるものであること。ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60 歳未満の会員の加入も妨げないものであること。
- ② 政治上又は、宗教上の組織に属さないものであること。
- ③ クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域に居住する者で組織するものであること。
- ④ 身体障がい者をもって組織する場合は、障がい別に組織するものであること。

(イ) 会員の規模

1 クラブおおむね 30 人以上の会員で組織すること。

(ロ) 役員

会員の互選による代表者 1 人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

(ハ) 組織の運営

クラブ活動は年間を通じて恒常的かつ計画的に行われ、相当数の会員が常時参加していること。

(ニ) 運営の経費

自主組織として、運営の基本となる経費は、会員の会費によって賄うことを基本とする。補助金・助成金などの公費と寄付金などについては、その趣旨を活かした活動に充当し、公正な執行を行わなければならない。

(ホ) 連合会への加入

連合会に加入していること。ただし、身体障がい者をもって組織するクラブはこの条件を適用しない。

(2) 連合会

(ア) 組織の構成

市内の高齢クラブによって組織するものとする。

(イ) 役員

代表者としての会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。

なお、役員のほかに、適任者による活動別リーダーを置くものとする。

(㊦) 組織の運営

事務局については、自主的に設置運営するよう努めるものとする。また、目的を達成するために必要に応じて、委員会等を設置するものとする。

(㊧) 運営の経費

補助金・助成金などの公費と寄付金などについては、その趣旨を活かした活動に充当し公正な執行を行わなければならない。

(実施主体)

第3条 次条の(1)の事業は高齢クラブ、同(2)の事業は連合会を実施主体とする。

(事業)

第4条 高齢クラブ及び連合会は、会員の教養向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域支え合い活動及び組織体制の強化のため、次の事業を行うものとする。

(1) 高齢クラブ事業

- ① 生きがい事業
- ② 健康づくり事業
- ③ 社会奉仕活動事業

(2) 連合会事業

① 活動促進事業

高齢クラブ及び大阪府老人クラブ連合会と連携した調査研究、啓発広報活動等高齢クラブの活動促進に資する各種事業

② 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動及び体力づくり、低栄養予防につながる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業

③ 地域支え合い事業

子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する各種事業

④ 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織の設置（委員会・部会等）や若手高齢者のサークル、グループ活動などの促進に資する各種事業

⑤ 連合会活動支援体制強化事業

上記事業を円滑に実施するための企画立案等を行う推進員の設置、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 八尾市高齢クラブ及び高齢クラブ連合会助成事業運営要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。